

市民が選ぶケアの選択(ACP)

いなば法律事務所 代表弁護士
元判事・元検事・元大学教授
日本臨床倫理学会 副理事長
久留米大学、三重大学各医学部客員教授
稲葉一人

Self decision with support

支援付き意思決定

人の人生を私の価値観で語らない

認知症の人の意思（決定）は尊重されているのか

事例：治療継続を拒んだ軽度認知機能障害のある肺がん患者

Aさん（74歳男性）は、軽度認知症があった。最近、肺がんと診断され、初診時には既に肺野全体に血行性転移があり手術は不可能だった。リンパ節転移（+）、骨転移（+）だったが、主治医は妻と相談をして、本人には「肺がんであること」のみ伝え、転移のことや手術不可能なことは伝えなかった。

医師は、Aさん同席のもと妻と話し合い、化学療法を実施することにした。最初は、抗がん剤は効果があったが、その後、効かなくなったため、別の抗がん剤に変更しようと、Aさん・妻と面談した。そのとき、Aさんは「先生。いっそのこと、スパッとがんを切り取ってしまってくださいよ」と冗談めかして微笑んで言ったが、何とか化学療法を実施することに話をもっていくことができた。

しかし、効果はあまりないようなので、主治医は最新の別な抗がん剤を使用しようと考えている。その後のAさん・妻との面談の際、Aさんは「もう、抗がん剤はたくさんだ。副作用が強すぎて苦しい」と言って治療を拒否した。

医療ケアチームは、このように一生懸命Aさんのために治療方法を考えているのに、Aさんはもう治療はしたくないと言ってきたので、主治医は困っている。妻はできる限り治療をしてほしいと考えている。

障害者の権利に関する条約

2006年12月13日国連総会採択・2008年5月3日発効・我が国は2014年2月19日発効

障害者の権利、意思及び選好を尊重する

第12条 法律の前にひとしく認められる権利

障害者・高齢者・認知症の人の意思決定支援の方策が必要

老健事業（平成27年度）

認知症の行動・心理症状（BPSD）等に対し、認知症の人の意思決定能力や責任能力を踏まえた対応のあり方に関する調査研究事業

厚生労働省

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン

平成29年3月31日

老健事業（平成28年度）

認知症の人の意思決定能力を踏まえた支援のあり方に関する研究事業

老健事業（平成29年度）

日常生活や社会生活等において認知症の人の意思が適切に反映された生活を送れるようにするための意思決定支援のあり方に関する研究事業

厚生労働省

認知症の人の日常生活・社会生活の意思決定支援のガイドライン

平成30年6月

認知症の人の日常生活・社会生活における 意思決定支援のガイドライン

2018年6月

厚生労働省

平成29年度 老人保健健康増進等事業（中京大学）
認知症の人の意思決定支援のあり方に関する研究事業 編

(厚労省) 平成30年6月

「認知症の人の日常生活・社会生活に関する意思決定支援のガイドライン」

人的・物的環境の整備

- ◎ 意思決定支援者の態度
- ◎ 意思決定支援者との信頼関係、立ち会う者との関係性への配慮
- ◎ 意思決定支援と環境

意思形成支援

:適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援

+

意思表示支援

:形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

+

意思実現支援

:本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

チームでの会議も併用・活用

意思決定支援のプロセスの記録、確認、振り返り

意思決定支援者の態度

(1) 意思決定支援者の態度

○ 意思決定支援者は、**本人の意思を尊重する態度**で接していることが必要である。

○ 意思決定支援者は、本人が自らの意思を表明しやすいよう、**本人が安心できるような態度**で接することが必要である。

○ 意思決定支援者は、**本人のこれまでの生活史を家族関係も含めて理解**することが必要である。

○ 意思決定支援者は、支援の際は、**丁寧に本人の意思を都度確認**する。

意思決定支援者との信頼関係と立ち会う人との関係性への配慮

○ 意思決定支援者は、本人が意思決定を行う際に、本人との信頼関係に配慮する。意思決定支援者と**本人との信頼関係が構築**されている場合、本人が安心して自らの意思を表明しやすくなる。

○ 本人は、意思決定の内容によっては、立ち会う人との関係性から、遠慮などにより、自らの意思を十分に表明ができない場合もある。必要な場合は、一旦本人と意思決定支援者との間で本人の意思を確認するなどの配慮が必要である。

意思決定支援と環境

- **初めての場所や慣れない場所**では、本人は緊張したり混乱するなど、本人の意思を十分に表明できない場合があることから、なるべく本人が慣れた場所で意思決定支援を行うことが望ましい。
- 初めての場所や慣れない場所で意思決定支援を行う場合には、意思決定支援者は、本人ができる限り安心できる環境となるように配慮するとともに、本人の状況を見ながら、**いつも以上に時間をかけた**意思決定支援を行うなどの配慮が必要である。
- **本人を大勢で囲む**と、本人は圧倒されてしまい、安心して意思決定ができなくなる場合があることに注意すべきである。
- 時期についても**急がせない**ようにする、**集中できる時間帯を選ぶ**、**疲れている時を避ける**などに注意すべきである。
- 専門職種や行政職員等は、意思決定支援が適切になされたかどうかを確認・検証するために、支援の時に用いた情報を含め、プロセスを記録し、振り返ることが必要である。

(厚労省) 平成30年6月

「認知症の人の日常生活・社会生活に関する意思決定支援のガイドライン」

人的・物的環境の整備

- ◎ 意思決定支援者の態度
- ◎ 意思決定支援者との信頼関係、立ち会う者との関係性への配慮
- ◎ 意思決定支援と環境

意思形成支援

:適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援

+

意思表示支援

:形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

+

意思実現支援

:本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

チームでの会議も併用・活用

意思決定支援のプロセスの記録、確認、振り返り

① 意思形成支援:本人が意思を形成することの支援

- ✓ まずは、以下の点を確認する
 - 本人が意思を形成するのに**必要な情報が説明**されているか
 - 本人が理解できるよう、**分かりやすい言葉や文字にして、ゆっくりと説明**されているか
 - 本人が理解している**事実認識**に誤りがないか
 - 本人が自発的に意思を形成するに**障害となる環境等**はないか
- ✓ 認知症の人は説明された内容を忘れてしまうこともあり、**その都度、丁寧に説明**することが必要
- ✓ 本人が何を望むかを、**開かれた質問**で聞くことが重要である
- ✓ 選択肢を示す場合には、可能な限り複数の選択肢を示し、**比較のポイントや重要なポイント**が何かを**わかりやすく**示したり、話して説明するだけでなく、文字にして確認できるようにしたり、図や表を使って示すことが有効
- ✓ 本人が理解しているという反応をしていても、実際は理解できていない場合もあるため、**本人の様子を見ながらよく確認**することが必要

② 意思表示支援:本人が意思を表明することの支援

- ✓ 本人の意思を表明しにくくする要因はないか。
その際には、意思決定支援者の態度、人的・物的環境の整備に配慮が必要
- ✓ 本人と時間をかけてコミュニケーションを取ることが重要であり、
決断を迫るあまり、本人を焦らせるようなことは避けなければならない
- ✓ 複雑な意思決定を行う場合には、意思決定支援者が、
重要なポイントを整理 してわかりやすく選択肢を提示するなどが有効
- ✓ 本人の示した意思は、時間の経過や本人が置かれた状況等によって変わり得るので、
最初に示された意思に縛られることなく、適宜その意思を確認する
- ✓ 重要な意思決定の際には、表明した意思を、可能であれば
時間をおいて確認する、複数の意思決定支援者で確認するなどの工夫が適切
- ✓ 本人の表明した意思が、本人の信条や生活歴や価値観等から見て整合性が
とれない場合や、表明した意思に迷いがあると考えられる場合等は、本人の
意思を形成するプロセスを振り返り、改めて適切なプロセスにより、本人の
意思を確認することが重要

③ 意思実現支援:本人が意思を実現するための支援

- ✓ 自発的に形成され、表明された本人の意思を、本人の能力を最大限活用した上で、日常生活・社会生活に反映させる
- ✓ 自発的に形成され表明された本人の意思を、意思決定支援チームが多職種で協働して、利用可能な社会資源等を用い、日常生活・社会生活のあり方に反映させる
- ✓ 実現を支援するにあたっては、他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り、形成・表明された意思が、他から見て合理的かどうかを問うものではない
- ✓ 本人が実際の経験をする（例えば、ショートステイ体験利用）と、本人の意思が変更することがあることから、本人にとって無理のない経験を提案することも有効な場合がある

認知症の人の日常生活・社会生活に関する 意思決定支援ガイドラインでのACP

- ✓ 本ガイドラインでいう意思決定支援とは、認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもので、通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援と、本人が意思を表明することの支援を中心とし、本人が意思を実現するための支援を含む
- ✓ 〈脚注iv〉本ガイドラインは、認知症の人の意思決定支援をすることの重要性にかんがみ、その際の基本的考え方等を示すもので、本人の意思決定能力が欠けている場合の、いわゆる「代理代行決定」のルールを示すものではない。本ガイドラインは、本人の意思決定支援のプロセスは、代理代行決定のプロセスとは異なるということを中心的な考えとして採用している
- ✓ 意思決定支援は、本人の意思（意向・選好あるいは好み）の内容を支援者の視点で評価し、支援すべきだと判断した場合にだけ支援するのではなく、まずは、本人の表明した意思・選好、あるいは、その確認が難しい場合には推定意思・選好を確認し、それを尊重することから始まる
- ✓ 本人が自ら意思決定できる早期（認知症の軽度）の段階で、今後、本人の生活がどのようになっていくかの見通しを、本人や家族、関係者で話し合い、今後起こりうることについてあらかじめ決めておくなど、先を見通した意思決定の支援が繰り返し行われることが重要である

在宅で、意思決定支援はできているか

適切な意思決定支援の指針

一般社団法人 全国**在宅**療養支援医協会 作成

日本在宅ケアアライアンス 監修

モデル指針2022

<http://www.zaitakuiryo.or.jp/img/info/sisin.pdf>

『適切な意思決定支援に係るモデル指針』を公表

令和4年度の診療報酬改定において、在宅療養支援診療所/支援病院の届出要件に『適切な意思決定支援に係る指針』を策定することが追加となりました。この指針は、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえた内容で策定する必要があります(令和4年3月末時点までに届出を行なっている在支診・在支病については、令和4年9月末まで猶予期間があります)。患者の治療・療養方針の決定に際して、患者と家族等の希望を尊重することは大切なことであり、看取りを含めた“質の高い在宅医療”を普及・推進するために必要な取り組みと考えています。そのため、当該指針に関するプロジェクトチーム(議長: 石垣泰則)を令和4年2月に発足させました。法務の専門家として稲葉一人(中京大学法科大学院教授・弁護士)にもご参画いただき、このたび『適切な意思決定支援に係る指針(全国在宅療養支援医協会モデル指針)』を公表することになりました。在宅医療分野における意思決定支援において、“特に重視すべきこと”を盛り込んだ指針です。広く全国の在宅療養支援診療所/支援病院において、本モデル指針の趣旨が理解され活用されることを期待しています。

(一社)全国在宅療養支援協会・会長 新田國夫先生

適切な意思決定支援の指針

1.目的

本人の意思を確認し、その人が「大事にしてきたこと、大切にしたいこと」※解説版(2022)4参照)を重視した医療を提供し、希望する生活を可能な限り支えるため、生きる力を引き出し、最期まで本人らしい人生を支えることを目的とします。

2.意思決定支援に求められる理念

①疾患や障がいの軌跡を踏まえ、さまざまな状態に応じた支援とそれらの移行期の支援について、外来・入院・在宅医療を通じて対応します。

②病状の変化に迅速に対応しつつ、複雑な病状と障害、からだやこころの辛さへの総合的な医療・ケアを提供します。

③医療、ケアと生活支援の統合的アプローチを行い、身体・心理・社会的問題への包括的アプローチを行います。

④利用者(本人と家族等)主体のチームアプローチ(IPW)を推進します。

⑤利用者(本人と家族等)のこれまでの生き方を踏まえ、これからの生き方を支えます。

適切な意思決定支援の指針

3. 在宅療養に即した意思決定支援の留意点

できるだけ慣れ親しんだ人や環境に配慮して意思決定支援を行います。※解説版(2022)5参照 医療・ケアの希望の合意内容は、その背景や理由に加え、人生観や価値観(大事にしてきたこと、大切にしたいこと)に関する情報も含めて、診療録に記録します。必要に応じ、また救急搬送されるような場合に備えて、内容が確認できるように家族等と共有します。

(1)意思決定支援の前提

- ①日常の診療の中でコミュニケーションを図り、意思決定の前提となる様々な情報を収集します。※解説版(2022)2・3参照
- ②医師と本人の信頼関係を構築するために、日常から誠意ある診療を行います。
- ③アドバンスケアプランニング(人生会議)の基本通り、本人を主体に、そのご家族や近い人、医療・ケアチームで繰り返し話し合いを行うプロセスを尊重します。

適切な意思決定支援の指針

3. 在宅療養に即した意思決定支援の留意点

(2)意思決定支援に際して

- ①意思形成の為に必要かつ十分な情報提供を行い、本人の大事にしてきたこと、大切と思うことを理解したうえで、本人の決定を優先した医療を提供します。
- ②本人のこれまでの人生に敬意を払い、相互の信頼を得るための努力を怠りません。
- ③本人が考えたくない、話したくないということも含めて、本人の意思を尊重します。
- ④病状の変化に迅速に対応するために、病状変化に応じた適切な医療とケアを提供します。
- ⑤暮らしのニーズの変化をアセスメントし、継続的な共同意思決定※を行います。※解説版(2022)1参照

(3)人生の最終段階において

- ①話し合いに基づく本人による意思決定を実現するため、多職種で協働しながら人生の最終段階における医療を提供します。
- ②人生の最終段階における医療行為の選択、医療内容の変更、医療行為の中止等は、本人の大事にしてきたこと、大切と思うことを尊重しつつ、多職種の専門性を有した医療従事者から構成される医療・ケアチームにより、医学的妥当性を基に慎重に判断します。
- ③医療・ケアチームにより、可能な限り苦痛や不安、その他不快な症状を十分に緩和し、本人ならびに家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療及びケアを行います。

適切な意思決定支援の指針

4. 本人の意思決定支援をした上での本人の意思確認

本人の意思決定能力は個々により違いがあります。私たちが支援することで、その能力を高めることが可能な場合もあります。意思決定能力に疑いがあっても、私たちがまず可能な意思決定支援をします。

(A)本人の意思の確認ができる場合

- ①専門的な医学的検討を踏まえ、説明と同意(インフォームドコンセント)に基づく患者の意思決定を基本とし、専門職種で構成される医療・ケアチームとして意思決定支援を行います。
- ②治療方針の決定に際し、患者と医療・ケアチームが十分な話し合いを行い、患者が意思決定を行います。
- ③時間の経過、病状の変化、医学的評価の変更に応じて、また患者の意思が変化するものであることに留意して、その都度説明して本人の意思の再確認を行います。
- ④このプロセスは、患者の意向を汲み、家族等にも情報を共有します。

(B)本人の意思の確認ができない場合

- ①家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の治療方針をとることを基本とします。※なお、本人が意思を伝えられない状況になった場合に備えて、特定の家族等を自らの意思を推定するものとして、あらかじめ確認しておくことは望ましい。
- ②家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の治療方針をとることを基本とします。
- ③家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、医学的妥当性に基づき、本人にとっての最善の治療方針をとることを基本とします。

適切な意思決定支援の指針

(C)複数の専門家からなる「話し合いの場」の設置

治療方針の決定に際し、下記の場合には複数の専門家からなる「話し合いの場」を別途設置します。専門家は医療・ケアチーム以外の者を加え、示された検討結果及び助言に従って療養の方向性を決定します。

- ①医療・ケアチームの中で、本人の病態等により医療・ケア内容の決定が困難な場合
- ②本人・家族等との話し合いの中で、妥当な医療・ケア内容の合意が得られない場合
- ③家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療従事者との話し合いで、妥当な医療・ケア内容の合意が得られない場合

5. まとめ

意思決定支援においては、**正解は無く**、各人の多様な意思を尊重しながら支援していくことに留意しなければなりません。医療従事者の価値観を押し付けることはせず、本人の意思を尊重しながら、対等な立場で共同して意思決定を合成し、誰もが見守る「死」を少しでも納得できるものに近づけるよう、努めます

ACPを実践するにはどうすればいいか

わたしの
思い手帳

わたしの
思い手帳



東京都
ACP

わたしの思い手帳 ACP

令和3年3月 発行 登録番号(2)XXX

監修 東京都在宅療養推進会議 会長 新田 國夫
ACP推進事業企画検討部会

編集・発行 東京都福祉保健局医療政策部医療政策課
〒160-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5320-4446

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/>

制作 株式会社 I T P

名前

生年月日

年

月

日

迷うのはあたりまえ

後悔しないための準備



迷ってもいい 考えてみよう

医療と介護

「医療・介護」について考えることは大事！
でも迷ってもいいんです。

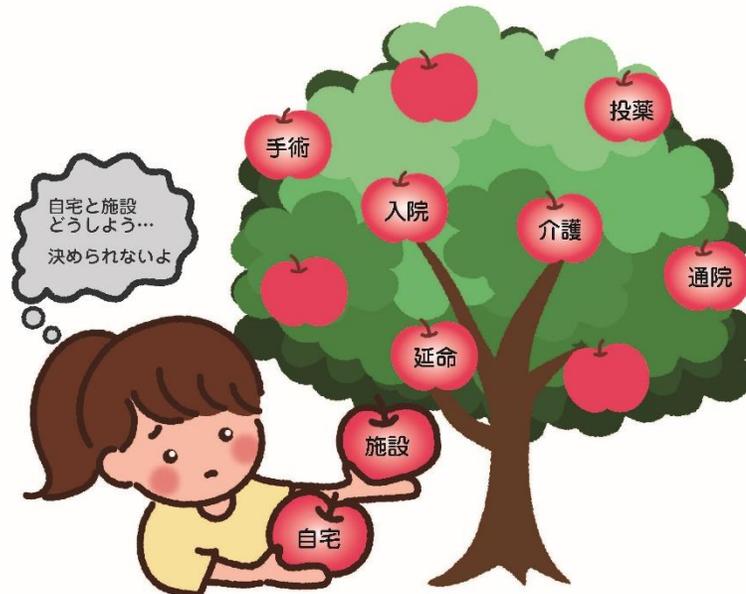
医療や介護のことは身体が元気なうちから考えておくことが大事です。“そのとき”がいつ来たとしても今のうちから準備をしておけば、慌てず後悔しない行動ができるはずですよ。

自分の好きなこと、大切なこと、人生観や価値観、生きがいを思い起こしつつ今から準備をはじめましょう。

医療や介護を考えたときに迷うことってありますよね？

- 気になっていることがある
- 自分では判断できない
- 誰かに相談したい

その迷いをあなたの家族や大切な人に相談してみましょう。
迷ってもいい、話し合いながら考えて行く、その過程が大事なんです！



迷ってもいい！
決められないことがあってもいい！
あとで変わってもいい！

医療・看護・介護者に
伝えたいこと

自分はどう生きていか考える

ご家族や大切な人と話し合う

医療・看護ケアチームと話し合う



ACPと「わたしの思い手帳」

について

ACPって何？

自分が病気になったり、介護が必要になったりしたときに、「自分はどう生きていか」をあらかじめ考え、家族や大切な人、医療・介護ケアチームと繰り返し話し合い、自分の思いを共有することを、アドバンス・ケア・プランニング (Advance Care Planning)、略してACPといいます。

将来の自分の変化に備えて、あなたの人生観や生きがいを考え、医療や介護のことについて準備しておくことは大切です。

ACPは自分が自分らしく生きていくため、人生観・価値観から将来の生活や医療・介護のことを、一人ではなく皆で考え実践していくことです。



わたしはどうしたいだろう？

でも、

- 何を考えればいいのか？
- 何を選択すればいいのか？
- 誰と相談すればいいのか？

なかなかすぐにはわかりませんよね。

この「わたしの思い手帳」は、あなた自身やあなたの大切な人が、それらを考えるときの参考となり、思いを共有するためのお手伝いできればと考えて作られました。



わたしの大切な人は
そのときどうしたい
んだろう？



親はどうしたい
って言うかな…？

別冊
書き込み編

わたしの
思い手帳

書き込み編



 東京都

わたしの思い手帳 書き込み編 ACP

令和3年3月 発行 登録番号(2)XXX

監修 東京都在宅療養推進会議 会長 新田 國夫
ACP推進事業企画検討部会

編集・発行 東京都福祉保健局医療政策部医療政策課
〒160-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5320-4446

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/>

制作 株式会社ITP

名前

生年月日

年

月

日

別冊 書き込み編

あなたの思いを書いてみましょう

始め方

記入にあたって

- 気持ちが落ち着いている時に書くことをおすすめします。
- 正直なあなたの気持ちを書いてみましょう
- 最初から順ではなくてもかまいません。書けるところから書きましょう。
- 書いたものは、大切な人（家族や友人など）に見せたり、一緒に考えたりしてみてください。その上で変わった点は書き直しましょう。
- 定期的に見直しましょう。考えが変わるような出来事があったときに書き直してみてください。
- 書いた後に日付と一緒に話し合った人の名前を書きましょう。

例えば…

家族との時間を大切にしたい（2021/2/10 妻・娘と話す）

医療や介護のことについて

ACPは、あなたやあなたの大切な人と始めることができます。しかし、実際に医療や介護のことを決める際には、医療・介護関係者から医療や介護に関する十分な説明を受けながら、一緒に考えていくことになります。

そのときは、このシートに書いたことを振り返りながら、話し合ってみましょう。

かんたん！ ACP サイクル

1 考えてみる

自分はどうなことを大事にしたいか
どんな医療をうけたいか、など
考えてみましょう



3 共有して残す (書きとめる)

わたしの思い
手帳 書き込み編
を使ってま
しょう

考えたことや
話し合ったこと
を書き留めて
みましょう



考えは変わる！
この作業を何度も
繰り返してみましょう。

2 信頼できる人に話す

考えたことについて
信頼できる人に
話してみましょう

わからないこと
があったら、医師や
看護師、ケアマネジャー
にも相談してみま
しょう！

